



# 熊本県公報

号外 第19号  
 令和元年(2019年)  
 9月30日(月)  
 (毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (税務課) 1
- 訓 令
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 38

## 規 則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第13号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則(昭和27年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。

- 題名中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。
- 第1条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。
- 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

車 種 (Type of Vehicle) _____			
登録番号 (Registration Number) No. _____			
自動車税種別割証紙 Automobile Tax Stamp			
税 額 (Tax Amount) ¥ _____			
課税期間	箇月分	年 月 日から 年 月 日まで	7センチメートル
Tax for	months	from to	
交付年月日 (Date of Delivery)		熊 本 県 Kumamoto Prefecture	

← 11センチメートル →

(備考) 過誤納金還付請求書の添付書類として用いる場合は、点線の部分から切り取ること。

(熊本県税条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第28条」を「第32条の3」に、「第3節 自動車取得税(第29条―第3節の2 軽油引取税(第32条の3 2条の3) 4―第33条)」を「第3節 軽油引取税(第32条の4―第33条)」に改める。
- 第7条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。
- 6 自動車税環境性能割(次章第4節において「環境性能割」という。)の更正又は決定及び過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第14号の2の4様式による。
- 第11条の10、第12条及び第14条第1項中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。
- 第17条の2第1項中「自動車取得税又は軽油引取税」を「軽油引取税又は自動車税環境性能割」に改める。
- 第19条の3第2号中「かかる」を「係る」に改め、同条第4号中「かかる自動車税」を「係る自動車税種別割(次章第4節において「種別割」という。)」に改める。
- 第2章第3節の節名を削る。
- 第26条から第32条の3までを次のように改める。
- 第26条から第32条の3まで 削除
- 第2章中第3節の2を第3節とする。
- 第33条の2及び第33条の3を次のように改める。
- (譲渡担保財産に対して課する環境性能割の徴収猶予申告等の方法)
- 第33条の2 法第164条第2項の規定による徴収猶予の申告は、譲渡担保財産(自動車)取得申告書(別記第46号の2様式)による。
- 2 前項の申告書には、譲渡担保財産としての自動車の取得の事実を証する書類を添付しなければならない。
- 3 法第164条第6項の規定による還付の申請は、自動車税環境性能割還付申請書(別記第46号の2の2様式)による。
- 4 前項の申請書には、譲渡担保財産により担保される債権の消滅の事実を証する書類を添付しなければならない。
- (自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務免除申請等の方法)
- 第33条の3 法第165条第1項又は第2項の規定による納税義務の免除又は還付の申請は、自動車税環境性能割免除・還付申請書(別記第46号の2の3様式)による。
- 2 前項の申請書には、自動車の返還の事実を証する書類を添付しなければならない。
- 第33条の3の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第33条の3の7とする。
- 第33条の3の2中「別記第46号の2様式」を「別記第46号の2の8様式」に改め、同条を第33条の3の6とし、同条の前に次の4条を加える。
- (環境性能割の減免申請書の様式)
- 第33条の3の2 条例第100条の8第2項に規定する規則で定める申請書は、別記第46号の2の4様式、別記第46号の2の5様式及び別記第46号の2の6様式とする。
- (自動車税の減免申請に係る書類)
- 第33条の3の3 条例第100条の8第3項及び第109条第4項に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳(以下この条、次条、第33条の3の5及び第34条の2の2において「身体障害者手帳」という。)
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付された戦傷病者手帳(身体障害者手帳の交付を受けていない者に限る。次条、第33条の3の5及び第34条の2の2において「戦傷病者手帳」という。)
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(次条、第33条の3の5及び第34条の2の2において「療育手帳」という。)
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(次条、第33条の3の5及び第34条の2の2において「保健福祉手帳」という。)
- (環境性能割の減免申請書の提出期限等)
- 第33条の3の4 条例第100条の8第2項の規定により環境性能割の減免を申請する場合においては、条例第100条の5第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める日(同項第1号から第3号までに定める時の属する日を含む。)の翌日から起算して30日を経過する日までに、第33条の3の2の申請書を提出しなければならない。
- 2 条例第100条の8第1項第1号に該当するとして減免を受けようとする者が、前項の規定により申請書を提出したときは、自動車税事務所長は、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、療育手帳の表紙の裏面又は保健福祉手帳の裏表紙の余白に受付印(別記第46号の2の7様式)を押印するものとする。
- (身体障害者等の範囲)



第33条の3の5 条例第100条の8第1項第1号に規定する規則で定める身体又は精神に障害があるため歩行が困難なる身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの（条例第100条の8第1項第1号イに規定する生計を一にする者が取得した自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合及び条例第109条第1項第5号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級に該当する者、体幹不自由について5級に該当する者及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について3級（1下肢のみに運動機能障害をもつ者）から6級までの各級に該当する者を除く。）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう機能障害	1級及び3級
直腸機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に  
 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に規定する重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（条例第100条の8第1項第1号イに規定する生計を一にする者が取得した自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合及び条例第109条第1項第5号イに規定する生計を一にする者が運転する自動車又は同号ウに規定する常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、音声機能障害を有する者、障害の程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者並びに体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者を除く）

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各級
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各級及び第1款症



心臓機能障害	症から第3款症までの各款症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの

(4) 保健福祉手帳を有する者のうち保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されているもの

第33条の4の見出し及び第33条の6第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第33条の8第1項第1号及び第2号中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項第3号中「自動車税領収書」を「種別割領収証書」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第33条の9中「第32条の3第4号」を「第33条の3の5第4号」に改める。

第34条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「別記第42号様式、別記第43号様式」を「別記第46号の2の5様式、別記第46号の2の6様式」に改める。

第34条の2の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「によって自動車税」を「により種別割」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条第2項中「自動車税の」を「種別割の」に、「別記第44号様式」を「別記第46号の2の7様式」に改める。

第39条の2の3中「第89条第2項本文」を「第100条の6第1項本文」に改める。

第39条の3の見出し中「形式等」を「印影等」に改め、同条第1項中「第89条第2項ただし書及び第105条第4項ただし書」を「第100条の6第1項ただし書」に改め、「形式」の次に「の印影」を加え、同条第2項中「第89条第2項ただし書」を「第100条の6第1項ただし書」に改め、「自動車取得税又は」を削る。

第39条の4第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第89条第3項に規定する」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第100条の6第1項の規定による収納印の表示は、取扱人に行わせることができるものとする。

第39条の12第1項中「自動車取得税額又は自動車税額」を「自動車税環境性能割額又は自動車税種別割額」に改める。

第39条の13第1項中「第89条第4項」を「第100条の6第2項」に改める。

第39条の14中「自動車取得税又は」を削り、「自動車取得税・自動車税証紙徴収報告書」を「自動車税証紙徴収報告書」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 取扱人は、軽自動車税環境性能割に係る始動票札を買い受けようとするときは、第39条の10第2項の規定にかかわらず、始動票札の額面金額の合計額に相当する金額を納付書(別記第68号様式)により指定金融機関に納付しなければならない。別記第1号の4様式を次のように改める。

別記第1号の4様式(第2条関係)

都道府県コード 430005 熊 本 県 所在地及び法人名

県民税 額収証書  
法人事業税 額収証書  
特別法人事業税 額収証書  
地方法人特別税 額収証書

口座番号 加入者

レイアウトID 収支 システム 納税者番号 消込枝番(◆)

課税年度 課税区分 税目

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分

から まで 中予確修更決の ( )  
間定正正定他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
又は地方法人特別税額												
計(05~09)	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計(10~14)	15											
合計額	16											

納期限 年 月 日

課税所管 額収日付印

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

都道府県コード 430005 熊 本 県 所在地及び法人名

県民税 納付書  
法人事業税 納付書  
特別法人事業税 納付書  
地方法人特別税 納付書

口座番号 加入者

レイアウトID 収支 システム 納税者番号 消込枝番(◆)

課税年度 課税区分 税目

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分

から まで 中予確修更決の ( )  
間定正正定他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
又は地方法人特別税額												
計(05~09)	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計(10~14)	15											
合計額	16											

納期限 年 月 日

課税所管 額収日付印

日 計 円

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

都道府県コード 430005 熊 本 県 所在地及び法人名

県民税 額収済通知書  
法人事業税 額収済通知書  
特別法人事業税 額収済通知書  
地方法人特別税 額収済通知書

口座番号 加入者

レイアウトID 収支 システム 納税者番号 消込枝番(◆)

課税年度 課税区分 税目

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間 申告区分

から まで 中予確修更決の ( )  
間定正正定他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
計	04											
所得割額	05											
付加価値割額	06											
資本割額	07											
収入割額	08											
特別法人事業税額	09											
又は地方法人特別税額												
計(05~09)	10											
延滞金	11											
過少申告加算金	12											
不申告加算金	13											
重加算金	14											
計(10~14)	15											
合計額	16											

納期限 年 月 日

課税所管 額収日付印

指定金融機関 取りまとめ局

上記のとおり通知します。(取りまとめ局・同一肥後銀行本店:公務部)

別記第3号の4様式(表1)中「ご注意」を「御注意」に、「ものや」を「若しくは読み取れないもの又は」に改め、同様式(表2)中「自動車税納税通知書兼領収証書」を「自動車税種別割納税通知書兼領収証書」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「下記」を「次」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「第145条」を「第146条」に改め、同様式(裏2)を次のように改める。



(裏2)

御案内(別添のお知らせも御覧ください。)

1 賦課の理由

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。あなたは、地方税法第177条の8及び熊本県条例第102条に規定する課税期日(4月1日)現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第146条及び熊本県条例第99条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員等に基づき熊本県条例第101条に定められています。

2 延滞金

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特別基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特別基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合を超えない場合には、その年中においては、当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

年の延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日まで年 %、その後は年 %の割合で計算されます。

3 滞納処分

納期限までに完納されない場合は、地方税法第177条の19及び第177条の21の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

4 自動車税の脱税に関する罪

偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。

5 身体障害者手帳等をお持ちの方へ

身体障害者手帳等をお持ちの方は、申請されると減免を受けられる場合があります。

申請期限 年 月 日( ) (自動車税の納期限後30日を経過する日)

6 教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を經由して提出することができます。

(2) 処分の取消しの訴えは、審査請求をされた後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の経行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号の4の2様式中「自動車税納税通知書(一括納税用)」を「自動車税種別割納税通知書(一括納税用)」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に、「第148条」を「第177条の8」に、「第145条」を「第146条」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に、「乗車定員など」を「乗車定員等」に、「第165条」を「第177条の19」に、「第167条」を「第177条の21」に、「審査請求する」を「審査請求をする」に改め、同様式の付表中「自動車税(一括納税用)内訳書」を「自動車税種別割(一括納税用)内訳書」に改める。

別記第3号の5様式を次のように改める。

別記第3号の5様式(第2条関係)

(表)

自動車税種別割納税通知書		〒	様
登録番号	年度		
年	度		
税	額	円	
備考			
納期限・振替予定日	年	月	日
前期以前未納	-	-	-
<p>口座振替のお知らせ</p> <p>この税金は、あなたが指定した金融機関の口座番号( )から自動的に振替納付になりますので、預金残高をお確かめください。</p> <p>裏面参照のうえ上記のとおり納付してください。</p>			
年	月	日	熊本県自動車税事務所長 印
			熊本県 広城本部 熊本県自動車税事務所



(真)

— 御 案 内 —

※賦課の根拠などについて

1 賦課の理由

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。あなたは、地方税法第177条の8及び熊本県税条例第102条に規定する課税期日(4月1日)現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第146条及び熊本県税条例第99条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員等に基づき熊本県税条例第101条に定められています。

2 延滞金

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特別基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特別基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 滞納処分

納期限までに完納されない場合は、地方税法第177条の19及び第177条の21の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

4 自動車税の脱税に関する罪

偽りその他不正の行為によつて自動車税の全額又は一部を免れた者は、5年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。

5 教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

(2) 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第6号の2様式を次のように改める。

別記第6号の2様式(第4条関係)

一般 会計	県税	自動車税種別割領収書			税
年度	県歳入	県	入	県	税
熊本県 広域本部 会計職員 熊本県自動車税事務所					
千	百	十	万	千	百
					十
年 月 日の徴収金 (自動車税種別割 件分) 上記の金額領収しました。					
					領収日付印
熊本県自動車税事務所管					

一般 会計	県税	自動車税種別割払込書			税
年度	県歳入	県	入	県	税
熊本県 広域本部 会計職員 熊本県自動車税事務所					
千	百	十	万	千	百
					十
年 月 日の徴収金 (自動車税種別割 件分) 上記の金額払い込みます。					
					領収日付印
熊本県自動車税事務所管					

一般 会計	県税	自動車税種別割払込額 集 計 表			税
年度	県歳入	県	入	県	税
熊本県 広域本部 会計職員 熊本県自動車税事務所					
千	百	十	万	千	百
					十
年 月 日の徴収金 (自動車 件分)					
					領収日付印
熊本県自動車税事務所管					

- 注 1 この払込書は、会計職員が領収した自動車税種別割を指定金融機関に払い込むときに使用すること。
- 2 この払込書には、当該領収に係る領収済通知書を添付すること。
- 3 払込みが完了したときは領収書(左片)に当該領収に係る納付書をとじ合わせて保存すること。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第7条関係)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県県央広域本部長 印

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条又は地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

納 税 者 番 号		事業年度(連結事業年度)・計算期間		年 月 日から 年 月 日まで		
法 人 県 民 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
法 人 税 割	利 子 割 額			利 子 割 額		
	差引法人税割額			差引法人税割額		
均 等 割						
計						
この更正・決定により納付すべき県民税額						
法 人 事 業 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
(特定信託所得割)	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	計					
	軽減税率不適用法人の金額					
付 加 価 値 割						
資 本 割						
収 入 割						
合 計 事 業 税 額						
					端数処理後の事業税額	
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課 税 標 準 額	税 率 (%)	税 額	課 税 標 準 額	税 額	
所 得 割 に 係 る 額						
収 入 割 に 係 る 額						
計						
法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る加算金	過少申告	不申告	重	加算金計	端数処理後特別法人事業税は地方法人特別税額	
指 定 納 期 限	年 月 日	この更正・決定により納付すべき事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税及び加算金の合計額				
この更正・決定の理由						



<p>注 意</p>	<p>1 この不足税額及び加算金については、指定納期限までに納付書により納付してください。</p> <p>2 不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(地方税法第56条第3項又は第4項及び第72条の4第3項又は第4項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間(地方税法第56条第3項又は第4項及び第72条の4第3項又は第4項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)の経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは県央広域本部にお尋ねください。</p>
<p>教 示</p>	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p>(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。</p>	

別記第14号の2の2の様式を削る。  
 別記第14号の2の3の様式の次に次の1様式を加える。  
 別記第14号の2の4様式(第7条関係)

自動車税環境性能割更正・決定通知書									
様							第 年	月	号 日
熊本県自動車税事務所長 印									
地方税法第168条第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。									
登録番号	取得年月日	登録年月日	車名	年式型式	車台番号	区分	種別	用途	
	・	・				自・営			
登録区分	取得原因	主たる定置場		取得者	住所又は所在地				
					氏名又は名称				
更正(決定)額		申告(修正)額		差引過不足額		過少申告(不申告)重加算金	納すべし合計	付き額	
課税標準額	税率	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	円	円	円
円		円	円	円	円	円			円
更正・決定の理由									
備 考	<p>1 不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたので、別紙納付書により近くの指定金融機関(肥後銀行)、収納代理金融機関、自動車税事務所又は各広域本部で納付してください。</p> <p>2 不足税額については、申告納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合(各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>3 不足税額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨て、不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。</p>								
	教 示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。          ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。          なお、審査請求書(2通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。          ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。          なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。          (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。          (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>							
(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。									

別記第19号の8様式及び別記第20号様式中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

別記第21号の2様式中「提出期限延長申請について」を「提出期限の延長については」に、「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

別記第22号様式中「第15条第2項」を「第15条第3項」に、「住所」を「

住所又は  
所在地

」に、

氏 名

を

氏名又は  
名称

」に、「

、知事」を「、熊本県知事」に、「

提出してください」を「提出することができます」に改め、「裁決を経ないでも」を削り、同様式(備考)中「抹消してください」を「抹消すること」に改める。

別記第23号様式中「住(居)所」を「所在地」に、「氏名又は名称」を「名称」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「

提出してください」を「提出することができます」に改め、同様式(備考)中「抹消してください」を「抹消すること」に改める。

別記第23号の2様式中「住(居)所」を「所在地」に、「氏名又は名称」を「名称」に、「第43条第1項第2号(第3号)」を「第43条第1項第2号」に、「地方

法人特別税」を「特別法人事業税」に、「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出して

ください」を「提出することができます」に改め、同様式(備考)中「抹消してください」を「抹消すること」に改める。

別記第24号様式(表)中「下記」を「次に」に改め、同様式(表)(注)中「充当額には」の次に「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第14条又は地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の」を加え、「含み、本通知書は同条第5項の規定に基づく通知とします」を「含みます」に改め、同様式(裏)中「、知事」を「、熊本県知事」に、「提出してください」を「提出することができます」に改める。

別記第26号の2様式(その4)を次のように改める。





別記第28号様式(その3)及び(その4)を次のように改める。  
別記第28号様式(その3)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
	証明書番号      第      号
自動車の登録番号	この証明書の有効期限
車台番号(下    桁)	
<p>上記登録番号の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>(注) 登録番号を修正したものは全て無効です。 登録番号に誤りがないかを確認してください。</p>	

別記第28号様式(その4)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
* 次の登録番号の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。	
自動車登録番号	
車台番号(下    桁)	
有効期限	年      月      日
熊本県	印

別記第38号様式から別記第44号様式までを次のように改める。  
 別記第38号様式から別記第44号様式まで 削除  
 別記第46号の2様式を次のように改める。

別記第46号の2様式 (第33条の2関係)

譲渡担保財産(自動車)取得申告書 (兼徴収猶予申請書)																	
熊本県自動車税事務所長 様							年 月 日										
申告者 (申請者)																	
住所又は所在地																	
〔譲渡担保者〕				氏名又は名称		印											
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)																	
<table border="1" style="width:100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																	
地方税法第164条第2項の規定により、下記の譲渡担保財産(自動車)の取得を申告します。 記																	
登録番号	登録年月日	車台番号	車名	年型	式 式	所有者氏名 又は名称	取得者(使用者) 氏名又は名称										
担保設定年月日		. .	申告納付		税 額	円											
弁済予定年月日		. .			年 月 日	. .											
設 定 者 (住所又は所在地及び氏名又は名称)																	
※ 事 実 確 認	年 月 日	. .	※ 徴 収 猶 予	税 額	円												
	担 当 者			(期 限) 年 月 日													
※ 譲渡担保 消滅年月日		. .	確 認 印		※ 免 除 処 理 年 月 日	. .	担 当 者										
備 考																	
(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 譲渡担保財産としての自動車の取得の事実を証する契約書の写し等の書類を添付してください。																	

別記第46号の2様式の次に次の7様式を加える。  
 別記第46号の2の2様式(第33条の2関係)

自動車税環境性能割還付申請書(譲渡担保)

年 月 日

熊本県自動車税事務所長 様

申請者 住所又は所在地

( 譲渡担保者 ) 氏名又は名称 印

個人番号又は法人番号  
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第164条第6項の規定により、下記の自動車に係る自動車税環境性能割の還付を申請します。

記

登 録 番 号	登 録 年 月 日	車 台 号	車 名	年 型	式 式	所 有 者 氏 名 又 は 名 称	取 得 者 ( 使 用 者 ) 氏 名 又 は 名 称
	. .						
譲 渡 担 保	設 定 年 月 日	. .	申 告 納 付	税 額	円		
	消 滅 年 月 日	. .		年 月 日	. .		
設 定 者 (住所又は所在地及び氏名又は名称)							
譲渡担保財産により担保される債権の消滅理由							
※還付、充当等	処 理 区 分	※ 事 実 確 認			年 月 日	. .	
					担 当 者		

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 譲渡担保財産により担保される債権の消滅の事実を証する書類を添付してください。





別記第46号の2の4様式(第33条の3の2関係)

自動車税環境性能割減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称 印

熊本県税条例第100条の8第2項の規定により、次の自動車に係る自動車税環境性能割の減免を申請します。

取得年月日	登録番号	登録年月日	車台番号	車名	年式型式	定置場	所有者氏名又は名称	取得者(使用者)氏名又は名称
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						
・ ・		・ ・						

減免を受けようとする理由	公的医療機関の救急自動車又は巡回診療車(県税条例第100条の8第1項第5号)
--------------	--

(注)上記登録番号等各欄の記載事項は、熊本運輸支局の自動車登録ファイルに登載された事項と一致するよう記入してください。

別記第46号の2の5様式(第33条の3の2、第34条関係)

自動車税 環境性能割 種別割 減免申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者(納税義務者)

住所

氏名

印

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

個人番号

個人番号入力欄

電話

— —

熊本県税条例 第100条の8第2項 第109条第3項 の規定により次のとおり自動車税 環境性能割 種別割 の減免を申請します。

自動車 登録番号 熊本・熊 車検有効期限満了日 年 月 日

障害者 氏名(申請者と同じ) 生年月日 本人の運転状況 住所(申請者と同じ) (現況 在宅 施設入所) 手帳の種類 身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 交付年月日 年 月 日 (再交付年月日 年 月 日) 障害の区分 障害の等級(程度) 障害名

運転者 氏名(申請者と同じ) 住所(申請者と同じ) 障害者の方以外の場合、以下を記入してください。 ・障害者の方との関係 生計を一にする者 常時介護する者 ・自動車の使用目的 通院 通学 通所 生業 その他

既に減免を受けている自動車 あり [自動車 軽自動車] => 抹消 移転(年 月 日) その他

(注) 1 生計を一にする者が運転する場合には、自動車の使用目的により次の書類を添付してください。 (1) 「通学、通院、通所」 校長、院長又は所長の通学証明書、通院証明書又は通所証明書 (2) 「生業」 市町村長の所得証明書・源泉徴収票等 2 常時介護する者が運転する場合には、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書を添付してください。 3 該当する項目の□にチェックしてください。

職員記入欄 受付区分 種別 税目 課税標準額・税率等 減免額



別記第46号の2の7様式(第33条の3の4、第34条の2の2関係)

年度(登録番号 )

環境性能割  
種 別 割 減免申請書・・・受付